

船橋市地域福祉バス借上料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、貸切バスを借り上げて視察、研修又は社会福祉に関する活動を行う団体に対し、予算の範囲内において地域福祉バス借上料補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、当該団体の事業活動を促進し、もって地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貸切バス 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第4条の規定による一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けて運行する事業用自動車(法第2条第8項に規定する事業用自動車をいう。)をいう。
- (2) 借上料 法第9条の2第1項に規定する旅客の運賃及び料金をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象とする者は、次に掲げる者(市内に活動の拠点を置くものに限る。)とする。

- (1) 町会・自治会
- (2) 老人クラブ
- (3) ふなばし市民大学校のいきいき学部を修了した者(船橋市老人大学を修了した者を含む。)で組織された同窓会
- (4) 民生委員・児童委員協議会
- (5) 地区社会福祉協議会
- (6) 障害福祉団体
- (7) ふなばし市民大学校いきいき学部の学生
- (8) その他福祉活動を行う団体であって、市長が特に必要であると認めるもの(福祉施設及び福祉施設の運営法人を除く。)

(交付の対象事業)

第4条 補助金の交付の対象とする事業は、前条に掲げる者(以下「団体」という。)が貸切バスを利用して行う視察、研修又は社会福祉に関する活動とする。ただし、当該活動に利用する貸切バスの借上料について国又は地方公共団体から補助金等の交付を受け、

又は受けようとする場合には、この限りでない。

2 前項の事業の参加者（団体の構成員であって、市内在住者に限る。）は、15人以上でなければならない。

（交付の回数制限）

第5条 補助金の交付は、1団体につき、1年度当たり2回までとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、団体が負担する借上料に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が40,000円を超えるときは、40,000円とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、船橋市地域福祉バス借上料補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をする。

（交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

(1) 事業の内容又は借上料の変更（軽微な事業の内容の変更を除く。）をする場合には、市長の承認を得ること。

(2) 事業を廃止する場合には、市長の承認を得ること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

（交付の決定の通知）

第10条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びその条件を船橋市地域福祉バス借上料補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

（交付の申請の取下げ）

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに

附された条件に異議があり、申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を附して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(承認の申請)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、第9条第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、速やかに船橋市地域福祉バス借上料補助金変更・廃止承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を得なければならない。

(実績報告)

第13条 補助決定者は、事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市地域福祉バス借上料補助金実績報告書（第4号様式）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市地域福祉バス借上料補助金確定通知書（第5号様式）により、補助決定者に通知する。

(交付の時期)

第15条 補助金は、交付の決定に係る事業が完了した後において、前条の規定により確定した額を交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該事業の完了前に交付することができる。

(交付の決定の取消し等)

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第17条 補助決定者（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による免税事業者を除く。）は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額（補助金の交付の対象となる費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、同法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助金の交付の対象となる費用で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市地域福祉バス借上料補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

船橋市地域福祉バス借上料補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団体の名称

申請者 代表者の職・氏名

代表者の住所

連絡先

地域福祉バス借上料補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

実施年月日	年 月 日～ 年 月 日	
主な目的	<input type="checkbox"/> 視察 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> その他社会福祉に関する活動	
主な事業内容		
主な行き先		
参加者数	合計 人 (内訳) 団体の構成員 (市内在住者) 人、その他の参加者 人	
運行経路	場所	活動内容
	出発地	
	目的地	
	帰着地	
添付書類		

第2号様式

第 号
年 月 日

船橋市地域福祉バス借上料補助金交付可否決定通知書

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について次のとおり決定
したので、通知します。

1. 交付する。

補助年度	年度
補助金の名称	地域福祉バス借上料補助金
交付決定額	円
交付予定時期	年 月 日
交付条件	1 事業の内容又は借上料の変更（軽微な事業の内容の変更を除く。）を する場合には、市長の承認を得ること。 2 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を得ること。

2. 交付しない。

理由

第3号様式

船橋市地域福祉バス借上料補助金変更・廃止承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団体の名称

申請者 代表者の職・氏名

代表者の住所

連絡先

補助金の交付が決定した事業を 変更・廃止 したいので、次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助金の名称	地域福祉バス借上料補助金
決定年月日	年 月 日
番号	第 号
変更又は 廃止の理由	
(変更の場合) 事業の内容	(変更前)
	(変更後)
変更又は 廃止年月日	年 月 日
添付書類	

第4号様式

船橋市地域福祉バス借上料補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

団体の名称

申請者 代表者の職・氏名

代表者の住所

連絡先

補助金の交付が決定した事業の実施状況を次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助金の名称	地域福祉バス借上料補助金
決定年月日	年 月 日
番号	第 号
実施年月日	年 月 日
交付決定額	円
事業内容	
添付書類	

第5号様式

第 号
年 月 日

船橋市地域福祉バス借上料補助金確定通知書

様

船橋市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助金の交付について、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

補助年度	年度
補助金の名称	地域福祉バス借上料補助金
決定年月日	年 月 日
番号	第 号
交付決定額	円
交付確定額	円

第6号様式

船橋市地域福祉バス借上料補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

団体の名称

申請者 代表者の職・氏名

代表者の住所

連絡先

年 月 日付けで交付が決定した地域福祉バス借上料補助金について、次のとおり報告します。

1. 補助金交付額

金 円

2. 確定申告により確定した地域福祉バス借上料補助金に係る消費税仕入控除税額

金 円